

律令官司制成立過程における

天武・持統朝の歴史的意義

陰陽寮を中心に

豊田 大介

目次

・ はじめに

1 章 陰陽寮の成立過程

1 節 天武・持統朝の陰陽寮

2 節 律令制的陰陽寮の成立過程

2 章 律令官司制成立過程における

特質

↳ 陰陽寮と大学寮を比較して↳

・ おわりに

はじめに

天武・持統朝は日本古代史において「倭国」が「日本」へと変化していくうえで画期となつた時代である。西嶋定生氏はこの天武・持統朝を国内体制の整備が急速に進行した時期であつたとしたうえで、この国内体制の整備によつて律令国家の完成、古代天皇制国家の確立過程、「東夷の小帝国」的世界観の原初が見られると述べている¹。早川庄八氏は、天武持統朝ないし浄御原令の施行期を「日本律令制国家の創設期であつたと同時に、その形成果期であつた」と述べている²。青木和夫氏は天武・持統朝において支配体制改革が行われ、それらが天智朝以前の支配体制からの変化をもたらし、中央集権的構造を造つたうえで大宝律令編纂の前段階として飛鳥浄御原令を制定、施行したと述べている³。その一方で坂上康俊氏は施策面や具体面から浄御原令の内容を推し量つたうえで、官僚制に関しては大宝令との間にかなり段階差を認めざるを得ないとしている⁴。外交面では、遣唐使の断絶期に当たり、壬申の乱（六七二年）の三年前である六六九年の河内直鯨の派遣を最後に、文武天皇六（七〇二）年に粟田真人が派遣されるまでの期間に天武・持統朝は収まつている。

『このよな天武・持統朝の環境下において日本書紀』天武天皇四（六七五）年正月の

記事にはこのようなことが書かれている。

四年春正月丙午朔、大學寮諸學生・陰陽寮・外藥寮、及舍衛女・墮羅女・百濟王善光・新羅仕丁等、捧ニ藥及珍異等物一進。

この記事では大學寮の學生、陰陽寮、外藥寮が正月に「珍異等物」を持ってきた大陸からの人物たちと共に薬を天皇に捧げている場面について書かれたものである。この記事には大きな矛盾点がある。まず、律令制下の職分では、知識を有するあるいは、薬に關して学ぶ部署ではないといふことがあげられる。また、同じ天武期を見ても同じ様に大學寮あるいは、陰陽寮が天皇に薬を捧げるといふ事例はなく、それは、陰陽寮においても同様である。ここから、陰陽寮そして大學寮は律令制下の同寮と異なつた性質を持つものではないかと推定される。そこで天武・持統朝における陰陽寮、あるいは陰陽寮に關する役職を中心対象として、時代の前後關係における変化と大學寮との比較から、律令官司制成立過程の変化と天武・持統朝の歴史的意義を見出すことを本論文の課題とする。

なお、以降の分で「律令」は大寶律令を指すものとし、史料に關しても文中に記載がなければ、『日本書紀』とする。前述の記事を含む史料の句読点、返り点に關しては、岩波書

店の『古典文学大系』昭和四十年七月五日第一刷のものに準拠する。

一章 陰陽寮の成立過程
一節 天武・持統朝の陰陽寮

まず、本題に入る前に陰陽寮に関して簡潔に説明をしていく。律令制下において陰陽寮は陰陽・暦・天文・漏尅の四分野に分かれ、陰陽には陰陽師・陰陽博士・陰陽生、暦には暦博士・暦生、天文には天文博士・天文生、漏尅には漏尅博士・守辰丁がそれぞれ置かれていた。山下克明氏によれば令制下での陰陽師の職務は「占筮・相地」であり、これは占術と地相の吉凶選定のことを指している。これらをふまえた上で天武・持統朝の陰陽寮について述べていきたい。記事は「陰陽寮」という文字の初出である。これをそのまま受け止めれば、この時点で陰陽寮が存在したことを示している。ではこれ以降の天武・持統朝の陰陽寮あるいはそれに関係する役職の記述を示していく。

① 庚辰、遣ニ淨廣肆廣瀬王・小錦中大伴連安麻呂及判官・録事・陰陽師・工匠等於畿内、令レ視ニ占應レ都之地。

② 甲寅、召ニ諸才人・博士・陰陽師・醫師者、
并廿餘人一、賜ニ食及祿一。

③ 庚午、工匠・陰陽師・侍醫・大唐學生及、
一二官人、并卅四人、授ニ爵位一。

④ 二月丁酉朔丁未、詔ニ諸官一曰、當以ニ三月
三日一、將レ幸ニ伊勢一。宜下知ニ此意一、備中
諸衣物上。賜ニ陰陽博士沙門法藏・道基銀人廿
兩一。

残念なことに天武・持統朝における陰陽寮
やそれに関する役職の記事は四つしかない。
少ないが順を追って内容を説明していく。①
は天武十三（六八四）年二月の条で、廣瀨王・
大伴連安麻呂及判官・録事・陰陽師・工匠等
に畿内ですらに適した土地を視察させたという
内容である。この文中での陰陽師の役割は先
述した相地であると考えられる。つまり、天
武十三年時点で陰陽師は相地を職掌としてい
たことが分かる。
②・③はそれぞれ朱鳥元（六八六）年の正
月と六月に食祿と爵位を、陰陽師を含めた役
職に与えたという内容である。ここから、陰
陽師という役職が国家内に確立された形で存
在することが分かる。④は持統六（六九六）年の二月に三月三日

の伊勢御幸を宣言し、衣類などを備えるよう宣言された。本文から同じ場所で発せられたのかは不明だが、同日に陰陽博士である沙門法蔵・道基にそれぞれ銀二十両が与えられている。この博士と名の付く人物に対する銀二十両の贈呈は、持統五年に二度行われている。

九月己巳朔壬申、賜ニ音博士大唐續守言・薩弘恪・書博士百濟末士善信、銀人廿兩。

十二月戊戌朔己亥、賜ニ醫博士務大參徳自珍・呪禁博士木素丁武・沙宅萬首、銀人廿兩。

しかしながら、それら先例にはどのようなことを行ったことで、あるいはなぜ銀二十両が贈られたのか記載されておらず、沙門法蔵と道基に与えられた二十両の意図とも比較することにはできない。与えられた沙門法蔵という人物についてである。沙門とは修行僧のことを指しており仏教関係者であることはすぐにはわかる。さらに法蔵という人物はこの記事以外にも出現している。それが次の二つの記事である。

庚辰、遣ニ百濟僧法蔵・優婆塞益田直金鍾於美濃一、令レ煎ニ白朮一、因以賜ニ絁綿布一。

丙寅、法藏法師・金鍾、獻白朮煎。

一つ目は、『日本書紀』天武十四（六八五）年の十月の記述である。ここには百濟僧の法藏と優婆塞の益田直金鍾を美濃に派遣し、白朮を煎じさせ、その功に對して綿布を贈与されたことが書かれていた。優婆塞は仏教信者であったことを指し、僧と仏教信者が白朮を取りに行ったということになる。二つ目は同年十一月に同じく法藏と金鍾が白朮を煎じて献上したことが書かれていた。両文ともに出ている「白朮」はしろおけらという漢方薬の原材料を指しており、これらを煎ずるということはこの原材料から漢方薬を生成していることを意味している。法藏と金鍾の両者があっているのは法藏が薬に精通していることを示している。ただ、これだけではこの二人あるいは法藏に薬の知識があるという点に意味は大きく変わっていく。一つ目の記事の中には「遣」という字によって当時の王権に法藏と金鍾は指示されて行ったというのを示すものである。そもそも薬の知識であれば天武四年の記事でも見られた外薬寮の人物の方が詳しいはずであり、その人物に指示するのは普通である。しかしながら、王権は後の陰陽博士である。法藏に指示を出しているのは陰陽博士は文字通り陰陽寮を掌る博士である。陰陽博士は当然陰陽に關してのエキスパートである。物は当然陰陽に關してのエキスパートである。

のが、律令制下陰陽寮では当然のことである。つまり法蔵が陰陽博士であった持統六年時点では陰陽だけではなく薬にも精通した人物が陰陽博士に就任していたということがある。故に、天武・持統朝の陰陽博士は専門的ではなく様々な知識を持った僧が就任していた。二つひとつとまとめとして語られることが多い。それは天武朝で構想されたことを、持統朝が事業を継承して行っているからである。分かりやすい具体例は飛鳥浄御原令についてである。この令は天武朝から構想されておいて、天武死後、持統と草壁皇子が編纂事業を継承、それを持統朝で施行している。それらから考えるにこの法蔵の事例に見られるような陰陽博士の就任も天武朝からの継承ということができる。天武四年の事例からその当時の陰陽寮あるいはそれに属する陰陽博士は、決して陰陽やその他三つの分野のエキスパートではなく、法蔵のよう薬に精通していたと考えることも、大きな間違ひではないと考える。この区分された状態ではなく、薬などの大陸からの学問・技術に関して知識のあった渡来僧をまとめた寮である。と位置づけることができる。そのではない。だろ。か。また、陰陽博士のよ。うな官職も百済遺民の僧が還俗しないまま就任できる状態であったという。ことも理解できる。

二節 律令制的陰陽寮の成立過程

では、天武・持統朝の陰陽寮はどのような過程で生まれ、どのような過程で律令制下陰陽寮へと変化したのか。先述した通り、陰陽寮の構成要素は陰陽、天文、暦、漏刻の四分野である。それら要素に関して記載されている史料を示していく。

七年夏六月、百濟遣ニ姐彌文貴將軍・洲利即爾將軍一、副ニ穗積臣押山一。百濟本記云、委意斯移麻岐彌。貢ニ五經博士段楊爾一。

秋九月、百濟遣ニ州利即次將軍一、副ニ物部連一。來、謝レ賜ニ己汶之地一。別貢ニ五經博士漢高安茂一、請レ代ニ博士段楊爾一。

右の記事は継体天皇七（五一三）年六月と同天皇十（五一六）年九月の記事である。そこには百濟からの將軍の派遣と共に五經博士の來朝、交代について書かれている。村山修一氏はこの記事を陰陽道の大陸からの伝來に關する最も古い記事であると主張している。五經博士は前漢武帝が五經の教授と普及のため董仲舒の進言を基に設置したもので、五經とは『易經』『書經』『詩經』『礼記』『春秋』を指す⁷⁾。このうち『易經』は、天平宝字元（七五七）年十一月陰陽生の習得書に『周易』の名称で指定されている⁸⁾。しかし、百濟に

おける五経博士がどのようなものだったのか、段揚爾と漢高安茂がどのような人物であったのかというところが朝鮮半島側の史料にもみられないため、本当に陰陽道の形成に関わる伝来の仕方であったのかという観点では疑問が残る。そもそも村山修一氏の陰陽道理解、つまり陰陽道は大陸から伝来した⁹という考えに対しては、山下克明氏¹⁰や下出積與氏¹¹は否定する見解を示しており、自分も村山修一氏の考え方には否定的である。陰陽道が大陸から伝来したものでない以上、『日本書紀』の記事における五経博士は儒教的性格の面を優先して考える必要があると考える。次にこの二つの記事である。

六月、遣^ニ内臣^一、闕^レ名使^ニ於百濟^一。仍賜^ニ良馬二匹・同船二隻・弓五十張・箭五十具^一。勅云、所^レ請軍者、隨^ニ王所須^一。別勅、醫博士・易博士・曆博士等、宜依^レ番上下。今上件色人、正當^ニ相代年月^一、宜^下付^ニ還使^一相代上。又卜書・曆本・種々藥物、可付送。

二月、百濟遣^ニ下部杆率將軍三貴・上部奈率物部烏等^一、乞^ニ救兵^一。仍貢^ニ德率東城子莫古^一、代^ニ前番奈率東城子言^一。五経博士王柳貴、代^ニ固德馬丁安^一。僧曇慧等九人、代^ニ僧道深等七人^一。別奉^レ勅、貢^ニ易博士施德王道良・曆博士固德王保孫・醫博士奈率王有悽陀・採藥師施德潘量豐・固德丁有陀・樂人施德三斤・季德己麻次・季德進奴・對德進陀^一。

皆依レ請代之。

この二つの記事は欽明天皇十四（五五三）年六月の記事と同天皇十五（五五四）年二月の記事である。様々なことが書かれているがここで注目すべきは二つの点である。暦博士は律令制下陰陽寮にも存在する官職である。この暦博士の来朝・交代はその当時暦に関する分野の技術・知識を百済に頼っていたことをしめすものであり、それは同時に国内機構において暦に関する技術・知識が存在しているなかだったことを示すものである。また易博士の名前も挙がっており、これを陰陽道の博士と存在するとイコールであるとする考え方¹も存在するが先ほども述べた通り陰陽道が大陸に存在しない以上、易博士が陰陽道の博士であるとは考えづらく、また易博士も暦博士と同様に百済から来た人物であることからその知識が国内に定着していなかったことも示される。しかしながら、暦博士、易博士の名が挙げられている以上国内の政治にそれら分野の知識が必要とされていたということは確たる事実であると考ええる。なお、先ほどから出ている「博士」の文字に関して久木幸男氏が持統朝までの「博士」を分類しており²、この欽明朝の記事における易博士・暦博士は官職と考えられないものであり、「技術的教科の学者」という意味合いであるとしている。つまり、この記事の暦博士は律令制下陰陽寮のそのよう

に官職ではない。また、継体朝の五経博士は「五経に通じた学者」であるとしている。ちなみに法蔵の陰陽博士に関して、官職であるとし、「技術的教科の教官」であると分類している。

二つ目は「採薬師」の存在である、この時点で国内の政治上で薬を解する人物が必要であったことを示し、その人物を個別に派遣させていたことが分かる。これは先述した法蔵の時代以前から薬に関して個別の専門家が存在していたことを示し、法蔵の異分野への関与を際立たせるものであると自分は考える。さらに時代に時代が進むとこのような記事が出てくる。

冬十月、百濟僧觀勒來之。仍貢曆本及天文地理書并遁甲方術之書也。是時、選書生三四人、以俾學於觀勒矣。陽胡史祖玉陳習曆法。大友村主高聰學天文遁甲。山背臣日立學方術。皆學以成業。

この記事は推古天皇十(六〇二)年十月の百濟僧觀勒の來朝に関する記事である。記事内では書物の傳來とともに、曆・天文・遁甲方術の教授が行われている。天文・曆はそのまま陰陽寮の分野となるものであり、遁甲は陰陽分野での占いの用法の一つである式占の一種である¹⁴。つまり、陰陽分野に関する傳來としてみる事ができる。これら分野は記事内における書生三人のうち二人が「成業」

なるが観勒から法蔵の時代まで少なくとも陰陽分野に関して、浸透しなかったというところになる。当然、国内での受容が完全ではなかつたため観勒の持つてきた書物もその力を發揮することができなかつたと考えられる。なお、天智天皇十（六七）年四月に漏尅の設置に関する記事が存在するが、記事は設置と使用開始についてのものだけであり、前後関係やそれが公的なのか私的なのか判別できないため保留している。

次に天武・持統朝以降から律令制下陰陽寮まではどうだったのかを見ていきたいが、残念ながら陰陽寮やその関連官職の記述は大宝律令の次の律令である養老律令の時代まで進まなければならぬ。『続日本紀』養老五（七一）年正月甲戌において優れた学業を修めたものに対しての追加報奨に関する文中に「陰陽從五位上大津連首。從五位下津守連通。王仲文。角兄麻呂。正六位上余秦勝。志我開連阿弥陀。」として名前が記載されている。同文中に天文や漏尅、曆に関する記載はないので、これは陰陽寮に対してのものであると考える。この文中の人物群の中で注目すべき人物が三人いる一人目は角兄麻呂である。この人物は後述の史料に出てくる角福牟の息子である。角福牟は旧百濟遺民であり、このことから旧百濟遺民の中では陰陽寮に関する知識・技術の伝承は行われていることを意味する。二人目は大津連首である。この人物は『続日本紀』和銅七（七一四）年三月丁酉におい

て記載されている大津連意毘登つまり還俗した沙門義法のことを指しており、これは技能官人として登用されたことを意味する。三人目が津守連通である。この人物は和銅七年（七一四）十月丁卯には美作守に任じられており、技術的官職とは異なる事務官職であったことが見て取れる。しかし陰陽寮に關しての文中にその名前があるということは、陰陽寮内の技術的官職の持つ知識・技術のある程度有していたということになる。また津守連は天武天皇十三年十二月に宿禰姓を与えられており、神功皇后の記事に關しては田裳見宿禰が津守連の祖であることが示されている。神功皇后の記事には信憑性に疑問が持つ点が多々存在するが、少なくとも津守連が古くから存在することは事實である。つまり、古くから国内に存在する氏は人物が陰陽寮に關する知識・技術を有している点からこの時期には国内に受容され、全ての官職においてこのわけではないが国内機構に官人を生み出すことのできるレベルまで受容されていたということがある。以上のことから陰陽寮またはそれに關する技術・知識や官職は当初百濟国から派遣された人物に任せられていた。觀勒の來朝で一旦は受容されたかと思われたが、長く続かなかつたもしくはきつちりとは受容されていなかつた。天武・持統朝では旧百濟遺民の僧を還俗させないまま国内機構に組み入れることで、知識・技術を補つてきた。下つて養老年間に

なると百濟遺民二世や還俗した渡來僧を登用し、つつも、国内官人の中から陰陽寮に関わる知識・技術を持つ人物が現れるようになった、と言える。その過程の中において天武・持統朝は百濟遺民の僧を用いて知識・技術を国内機構に入れようとした。しかし、人物自身は還俗という完全な国内機構への編入は出来なかつた、と自分は考える。しかしながら、後の時代とのつながりでは、この天武・持統朝においての動き、また職掌が完全に分化されていはいないとはいえず、陰陽博士の存在が、天武・持統朝が陰陽寮の始点であると自分が考える理由である。

第二章 律令官司制成立過程における特質 ↳ 陰陽寮と大学寮を比較して

天武天皇四年の記事において陰陽寮と共に存在が表されているのが大学寮である。では、その当時の大学寮はどのようなものであったのか。大学寮に関しては桃裕行氏¹や久木幸男氏¹の研究を参考にさせていただいている。まず、大学寮の始点としては桃裕行氏や久木幸男氏ともに天智朝を指しており、桃裕行氏は『懷風藻』序や天智天皇十(六七)年正月の記事から天智朝において庠序(学校)が存在し、鬼室集斯が学職頭つまりトップとして存在していたことを示し、久木幸男氏は桃裕行氏の研究やそのほかの先行研究をまとめ、たうえで次のことを示している。まず、鬼

室集斯に關するその他史料を用いて庠序の起
源が六七〇（天智天皇九）年であるといふこ
とを突き止めた。その中で分注として出てき
た学職頭という文字に對する信憑性の問題点
に對しても考察しており、学職頭に關するも
のを含む天智天皇十年正月の記事の分注は信
憑性の高いものであるとの見解を示した。ま
た、学職と大学寮共に和訓が「ふんやのつか
さ」であり、その意味は「学問を掌る機関」
であるとして、これは鬼室集斯が庠序つ
まり学職のトップであり、この学職こそが大
学寮の始点であるといふことを示したもので
ある。また天武・持統朝の大学寮に關しても
持統朝において音博士として續守言・薩弘恪、
書博士として百濟末士善信、大学博士として
上村主百濟の出現が見られる。この中で續守
言・薩弘恪に關しては持統朝三（六八九）年
六月の記事の中で両者は音博士ではないこと
が示されており、これを受けて音博士は淨御
原令により初めて設けられたものであるとい
う見解を示している。また上村主百濟の位階
が大宝令・養老令における博士の相当位階に
近似している。これらのことから、この天武・
持統朝特に持統朝の大学寮の組織や教官の位
階が大宝令・養老令にかなり近づいているこ
とも示されている。しかしながら、創建当時
の大学寮は教官に渡来系特に百濟系の人物が
多く、学生も同様であつたとしている。
以上が第一章で述べた時期とほぼ同時期の
大学寮に關する概要である。ここで何度か本

文上に出ている天智天皇十年正月の記事を記載する。

是月、以_二大錦下_一授_二佐平余自信・沙宅紹明_一。法官大輔。以_二小錦下_一授_二鬼室集斯_一。學職頭。以_二大山下_一授_二達率谷那晉首_一。以_二木素貴子_一閑_二兵法_一。以_二憶禮福留_一閑_二兵法_一。以_二答怵春初_一閑兵法。以_二怵日比子贊波羅金羅金須_一解_レ藥。以_二鬼室集信_一。解_レ藥。以_二上小山上_一授_レ藥。以_二達率德頂上_一解_レ藥。以_二吉大尚_一解_レ藥。以_二許率母_一明_二五經_一。以_二角福牟_一。閑_二於陰陽_一。以_二小山下_一、授_二餘達率等_一、五十餘人_一。

第一章二節において角兄麻呂の父として出てきた角福牟はこの史料に初出している。この記事の分注を見ると鬼室集斯は学職頭であるのに対し、角福牟は「陰陽に閑へり」との記述である。つまりこの時点で陰陽に関して機構化されていないことを示すものである。では、陰陽寮と大学寮はどのように変化したのか天武・持統朝を中心に比較していく。まず、天武・持統朝より前に関しては、陰陽寮は第一章で述べた通り観勒の来朝という画面となりうる事象が存在したものである。逃し、機構を持ちえなかつたということがある。られる。天武・持統朝では、百濟遺民の僧など国内に存在する知識・技術を持つ人物を職掌で分けず、また完全な官人化をすることなく、国内機構を組み入れていた。律令制下には、占筮・相地を中心とし、養老年間において

ては、古くからの国内官人を機構の中に取り
入れることが行われた。一方大学寮は天智朝
に機構化を完了し、天武・持統朝では博士や
学生に關しては渡来系を主としたものの、音
博士や書博士のような分化、位階の設定など
で大宝令・養老令の機構に近似した機構へと
変化していったのである¹⁷。律令制下は、儒
学科と算術科に分かれ、儒学科は音博士と書
博士に分類されており、このことから天武・
持統朝に大まかな完成形を示していたことが
分かる。また、官人機構に關してでも双方に差が存
在する。律令は唐の『唐令』や『唐六典』を
基に作られているとされる、しかし、陰陽寮
はその存在自体が『唐令』や『唐六典』に存
在していない。陰陽寮の構成から見て同様の
太史局と占筮に關わる太卜署という形で分か
れて存在していた。また、村山修一氏の研究に
よれば唐は太史局の天文・漏尅に關する人物
群だけで千人近くになり、曆を入れた総数は、
千四百四十人となる。一方陰陽に關係する部署
は八十六人となっている。日本では、天文・
曆・漏尅關係が四十九人、陰陽關係が十七人
となつてゐる¹⁸。唐と日本の国家機構の大
きさ故の総数の差は存在するものの天文・曆・
漏尅と陰陽の人数比は大きく異なる。唐が大
まかに十対一であるのに対し、日本は六対一
になる。両国共に天文・曆・漏尅が人数的に

もって違う性質のものがある。その性質の異なるものは、その当時の倭国の理寮に存在する特
 異性は、その当時の倭国の理寮に存在する特
 ているのではない。その性質の異なるものは、その
 直接関係のない知識や技術を持つこと、ある
 いは持つていない知識や技術を持つこと、ある
 とは、中国王朝周辺の国内機構と地位関係にお
 いて優位に立つたものであつたと考へる。
 そしてそれが、新羅を蕃国として見なす世界
 観、国家理念を基にしてできたではないかと
 考へる。

立つ過程は、天智朝以前に大まかな官司制
 の萌芽が成立していたが、知識・技術的不足
 していた陰陽分野と天文・暦・漏尅分野は外
 交における有用性が見えてきた中においても
 その官司形成が遅れていたが、天武・持
 統朝を契機として、その後、官司制として性
 急に完成を進める中で、陰陽と天文・暦・漏
 尅において特に陰陽と天文を大陸と同じ様に
 分化を行うことができた。故に、大陸で
 は陰陽と天文・暦・漏尅という性質の異
 なるものが同一の寮に存在するといふ性
 状態になつた。その寮に存在するといふ性
 陽寮など一部大陸技術の国内機構化は日本
 基本的な国家理念によつて形成された。自
 考へる。その中で天武・持統朝は律令官司制
 成立において、その中で天武・持統朝は律令
 それを最終的に完成形態であるが、律令
 官司制に近づけ、必要であるが足りなかつた陰

陽寮のようなもの萌芽を生み出す一手を打った時代であったと意義付けることができるのではないだろうか。おわりに

陰陽寮に関する史料はとてもなく、推論となつた部分も多いが、それでも自分の中で一つの答えを作り出せたと思つてゐる。あるが話したい。第一章でも述べたが現在の陰陽道の成立年代に關する理解は村山修一氏の見解を否定した山下克明氏のもので、陰陽道が呪術的宗教として成立する九世紀後半から十世紀にかけてとされている。しかし、同氏は陰陽道が成立基盤には陰陽道が存在し、律令制下陰陽寮がその基盤であるとしている^{2 3}。この言葉をそのまま受け止めるなら陰陽寮の存在は陰陽道の存在として示すことができるのではないかと考える。つまり、陰陽道の成立時期は天武・持統朝であるといふことである。第一章で述べたように、天武・持統朝の陰陽師は事実として相地を行つており、それは律令制下陰陽寮の重要な職掌であつたことは示されている。また山下克明氏は平安時代の陰陽部門の職務を占術と宗教の混合であるとしてゐるが、同時に奈良時代の陰陽部門の職務は占術技能を中心としたものである^{2 4}としてゐる。私はここから、陰陽道を三種に分けることができるかと考へてゐる。つまり、

技術型陰陽道、宗教型陰陽道と慣習型陰陽道である。技術型陰陽道は占筮・相地を主として行うための技術的要素を中心としたものである。慣習型陰陽道は宗教型陰陽道が国内機構に浸透し、一定の経験則得たことによって、様々な事象に対しての対処法がほぼマニュアル化されている状態の陰陽道のことを指している。その中間時期は、山下克明氏が示していた占術と宗教の混合つまり宗教型陰陽道である。それぞれを区分するものは怨霊に対する思想の出現と国内官人による陰陽道の典籍化ではないかと考えている。この区分はあくまで天武・持統朝を陰陽寮の始点として考える自分の立場からの場合のものであり、かなりの指摘されるべき点があると思うが、少なくとも天武・持統朝の陰陽寮という存在は『日本書紀』に記載されている事象であるのから、様々な方に考察していただきたいと思うところである。

(注)

以下敬称略

- 1 西嶋定生 『東アジア世界における日本古代史講座 5 隋唐帝国の出現と日本』 「七世紀の東アジアと日本」 (学生社 一九八一年)

2 早川庄八 『岩波講座 日本歴史 2 古代 2』

「律令制の形成」

- 3 青木和夫 『東アジア世界における日本古代史講座 6 日本律令国家と東アジア』 「日本律令国家」
 (学生社 一九八二年)
- 4 坂上康俊 『岩波講座 日本歴史 第三卷 古代 3』 「律令制の形成」
 (岩波書店 二〇一四年)
- 5 山下克明 『平安時代陰陽道史研究』
 (思文閣出版 二〇一五年)
- 6 村山修一 『日本陰陽道史総説』
 (塙書房 一九八一年)
- 7 『世界史 B 用語集 全国歴史教育研究協議会編』
 (山川出版社 二〇〇六年)
- 8 山下克明 前掲
- 9 村山修一 前掲
- 10 山下克明 前掲
 『平安時代の宗教文化と陰陽道』
 (岩田書院 一九九六年)
- 11 下出積興 『日本古代の道教・陰陽道と神』

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|------|------|--------------|------|----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 2 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 3 | 2 | 1 | 0 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 山下克明 | 西嶋定生 | 村山修一 | 西嶋定生 | 久木幸男 | 村山修一 | 久木幸男 | 久木幸男 | 桃裕行 | 山下克明 | 久木幸男 | 日本古典文学大系 | 日本書紀下 | 日本書紀下 | 日本書紀下 | 日本書紀下 | 日本書紀下 | 日本書紀下 | 日本書紀下 | 日本書紀下 |
| 前掲 | 前掲 | 前掲 | 前掲 | 前掲 | 前掲 | 前掲 | 前掲 | 『上代学制の研究』 | 前掲 | 『日本古代学校の研究』 | 『日本書紀下』 | 『日本書紀下』 | 『日本書紀下』 | 『日本書紀下』 | 『日本書紀下』 | 『日本書紀下』 | 『日本書紀下』 | 『日本書紀下』 | 『日本書紀下』 |
| | | | | | | | | (吉川弘文館一九四七年) | | (玉川大学出版部一九九〇年) | (岩波書店一九六五年) | (岩波書店一九六五年) | (岩波書店一九六五年) | (岩波書店一九六五年) | (岩波書店一九六五年) | (岩波書店一九六五年) | (岩波書店一九六五年) | (岩波書店一九六五年) | (岩波書店一九六五年) |

△参考文献▽

以下敬称略

- ・石母田正 『石母田正著作集第三卷 日本の古代国家』 「日本の古代国家」 (岩波書店 一九八九年)
- ・青木和夫 『東アジア世界における日本古代史講座 6 日本律令国家と東アジア』 「日本律令国家」 (学生社 一九八二年)
- ・斎藤励 『王朝時代の陰陽道』 (五十嵐書店 一九七六年)
- ・坂上康俊 『岩波講座日本歴史第三卷 古代3』 「律令制の形成」 (岩波書店 二〇一四年)
- ・下出積與 『日本古代の道教・陰陽道と神祇』 (吉川弘文館 一九九七年)
- ・西嶋定生 『東アジア世界における日本古代史講座 5 隋唐帝国の出現と日本』 「七世紀の東アジアと日本」 (学生社 一九八一年)
- ・早川庄八 『岩波講座日本歴史 2 古代 2』 「律令制の形成」 (岩波書店 一九七五年)
- ・久木幸男 『日本古代学校の研究』 (玉川大学出版部 一九九〇年)
- ・村山修一 『日本陰陽道史総説』 (塙書房 一九八一年)

- ・ 桃裕行 『上代学制の研究』
（吉川弘文館 一九四七年）
- ・ 山下克明 『平安時代陰陽道史研究』
（思文閣出版 二〇一五年）
- 『平安時代の宗教文化と陰陽道』
（岩田書院 一九九六年）
- ・ 義江明子 『日本史リブレット人〇〇六 天
武天皇と持統天皇 律令国家を
確立した二人の君主』
（山川出版社 二〇一四年）
- ・ 岩波書店 『日本古典文学大系 日本書紀下』
（一九六五年）
- ・ 吉川弘文館 『新訂増補国史大系第一卷下
日本書紀後編』
『新訂増補国史大系第二卷 続
日本書紀』
- 『新訂増補国史大系第二十三卷
令集解前編』
（吉川弘文館 一九六六年）